【R7年】食品企業連携産地拡大推進事業　メニュー抜粋

1　産地づくり支援対策

（一部拡充）加工･業務用産地育成計画の計画達成に向け、契約栽培を行う生産者に対し、機械化体系の検証や生産確立の取組を支援

【対象品目】　食品企業等と契約する加工・業務用農産物

【事業内容】
- 機械のレンタル費用、デモ機等の運搬費用
- 作柄安定に必要な経費（土壌分析、pH矯正、土壌消毒 等）
- 生産経費（種苗費、肥料費、農薬費 等）

【要　　件】
- **園芸産地づくり計画または**加工・業務用産地育成計画に基づいた取組であること
- 契約初年度の栽培面積が0.3ha以上であること
- 食品企業との契約締結及び３年後３ha以上の拡大計画の策定

【事業主体】　認定農業者、農地所有適格法人、集落営農法人、生産者組織 等

【補 助 率 】　県１／２(上限：50千円/10a、**10ha**) **※2年目以降は拡大面積分のみ対象**

○経費の試算（例）　　単位：円/10a

	じゃがいも	キャベツ	ほうれんそう
種苗費	21,000	12,000	12,000
肥料費	20,000	29,000	18,000
農薬費	4,000	16,000	13,000
土壌改良費	10,000	7,000	14,000
機械等賃借料	23,000	20,000	4,000
諸材料費	12,000	17,000	31,000
計	90,000	101,000	92,000
補助金額(1/2)	**45,000**	**50,000**	**46,000**

2　加工業務用産地育成推進対策

（継続）県域産地の育成に向けた技術実証等の適地判定（トライアル試験圃の設置）

【対象品目】　たまねぎ、ばれいしょ、にんじん、だいこん、**キャベツ**(大分県農業総合戦略会議の食品企業等WG内で推進を決めた品目)

【事業内容】　生産者の協力を得て、県が主体となり地域における上記対象品目の生産性等を検証する
- 試験圃は、1振興局あたり1箇所、30a未満とする（※上記4品目を作ったことがある地域ではその品目は補助対象外）
- 新規品目を検討している地域の生産者と協力して当該生産者の農地にて試験栽培を行うこと

【事業主体】　県（振興局）

【補　　助】　定額（上限：50千円/10a、30a未満）

（継続）技術実証に向けた取組を支援（先進地視察・専門家派遣）

【対象品目】　食品企業等と契約栽培をする加工・業務用農産物

【事業内容】　課題解決のために先進地視察に行く経費（振興局職員に係る旅費）・専門家招聘による技術指導等（報償費・旅費）

【要　　件】　専門家派遣は、トライアル試験ほと一体的に実施

3　産地供給力強化対策

（一部新規）食品企業の大規模なニーズ、大ロットの出荷形態に対応するため省力機械、搬出用の機械・器材等の整備を支援

【対象品目】　食品企業等と契約栽培をする加工・業務用農産物

【事業内容】　加工・業務用原料の供給力強化に必要な農業機械（トラクター、収穫機、**農業用ドローン**）、
搬出用機械（ホイールローダー、鉄コンテナ）など

【要　　件】　（共通）・食品企業と協定の締結（3年以上）
・**園芸産地づくり計画または**加工・業務用産地育成計画に基づいた取組であること

①販売額1,000万円以上の増加または10ha以上の拡大（３年後の計画）
ただし、右表10品目については記載のとおり

品目名	要件
じゃがいも、たまねぎ、にんにく、かんしょ、かぼちゃ	販売額概ね500万円以上 または概ね3ha以上の面積拡大
人参、里いも、小松菜、ほうれん草、枝豆	販売額概ね700万円以上 または概ね5ha以上の面積拡大

②①のうちたまねぎで、販売額概ね1,000万円以上の増加または概ね6ha以上の拡大
キャベツで、販売額概ね2,000万円以上の増加または概ね20ha以上の拡大

③10ha以上の拡大、ただし導入した農業機械等を利用し認定農業者等の作業受託または認定農業者等へのレンタルを行うこと

【事業主体】　①、②認定農業者、農地所有適格法人、集落営農法人、生産者組織　等
③地域農業経営サポート機構、JA、全農　等（ただし機械レンタル用の導入は、JA、全農のみ）

【補 助 率】　①県１/４(市１/４)または県１/５ 、**②県1/3（市1/3）**、③県１/３

4　製造拡大支援対策

（継続）農業者と食品企業等が連携した新たな商品開発や製造拡大を支援

【事業内容】　一次加工や商品製造に必要な機械・機材の導入

【要　　件】　（ソフト）県産原料を使用した新商品開発（原材料費、外注費 等）
（ハード）県産原料を使用した製造拡大に必要な機械・機材
（共　通）・加工原料の出荷量拡大または商品製造量の拡大
・食品企業等と農業者等が加工原料の需給あるいは商品開発に関する協定を締結すること

【事業主体】　認定農業者、農地所有適格法人、生産者組織、食品企業、JA 等

【補　助　率】　県１／２（上限事業費：ソフト300千円、ハード4,000千円）
※知事が特に認める場合に限り直接採択も可

【対象機械の例】

フードスライサー

搾油機

キャベツ芯抜き機